

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

令和 6 年 3 月
内閣府地方創生推進事務局

1. 一部変更の趣旨及び内容

(1) 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う変更等

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第304号）により地域再生法施行令（平成17年政令第151号）第3条第3項の一部を改めることに伴う所要の変更等を行う。

(2) 地域再生計画と連動する施策の変更

令和6年度予算による施策等を地域再生計画と連動させるため、地域再生基本方針別表について以下のとおり変更する。

○ 施策内容の変更等

- ・構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例
- ・ふるさと融資の限度額拡大
- ・農山漁村振興交付金
- ・地域公共交通確保維持改善事業
- ・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

○ 施策の削除

- ・イノベーション創出強化研究推進事業
- ・系統用蓄電池等の導入及び配電網合理化等を通じた再生可能エネルギー導入加速化事業

2. 閣議決定日

令和6年3月29日（金）